

## 第1～3回有識者会議の概況等について(厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

### ポイント

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議<sup>1</sup>」について、資産運用規制に係る部分(第1～3回<sup>2</sup>)が終了しましたので議論の概況等をご案内します。

- ▶規制対象は厚年基金とされていますが、必要に応じDB年金にも適用するとされています。
- ▶規制強化に関しては慎重論もありますが、代行部分を持つ厚年基金はある程度規制が必要との意見もあり、全体感としては規制強化する方向で議論が進んでいます。
- ▶次回以降は制度面の検討が行われますが、民主党ワーキングチームの中間報告<sup>3</sup>についてはその時に検討する旨の説明がありました。

- 1 昨今の資産運用の多様化・複雑化、代行割れ基金の増加等の企業年金の財政悪化を受け、厚生年金基金・DB年金の資産運用規制と財政運営の施策を検証し、今後の在り方について議論を行うため厚生労働大臣の下で開催。
- 2 第1回は4月14日、第2回は4月24日、第3回は5月16日に開催、第4回(次回)は5月29日の予定。
- 3 厚生年金基金制度改革に関する提言として「厚年基金制度の将来的な廃止」、「解散要件の緩和」、「中小企業への影響緩和措置」等が盛り込まれている。

資産運用規制の見直しの方向性(各論)は次頁ご参照

～ 以下の内容が事務局(厚労省)より提示され、議論が進められている。

< 資産運用規制の対象範囲・基本的な考え方 >

対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚年基金(必要に応じDBに適用)</li> </ul>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚年基金は代行部分がありリスク管理に一層重点をおいた運用が必要ということをガイドラインに明記</li> <li>・ 見直しの方向性は、厚年基金の、受託者責任の明確化、資産運用体制の強化(ガバナンス強化や役職員の資質向上)、外部専門家の支援体制や行政チェック機能の強化</li> <li>・ 金融行政による運用受託機関の検査・監督等も不可欠</li> </ul>

< 資産運用規制の見直しの方向性(各論) >

項目	規制の方向性
分散投資の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本ポートフォリオの策定義務化</li> <li>・ 集中投資に関する一定基準の明確化(一律の規制はかけず、情報を極力開示のうえ関係者によるチェック体制を積み上げ、結果として基金のガバナンスを高度化させる方向性)</li> <li>・ 運用の基本方針の届出義務化、資産運用業務報告書の見直しと基本情報の開示</li> </ul>
受託者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 忠実義務の強化</li> </ul>
運用の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本ポートフォリオの策定義務化【再掲】</li> <li>・ 集中投資に関する一定基準の明確化【再掲】</li> <li>・ オルタナティブ投資にかかるデューデリジェンスの徹底(運用スキームの確認、ファンド監査の確認等)</li> </ul>
運用受託機関の選定・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定・評価プロセスの具体例やリスク管理に重点をおいた「確認すべき事項リスト(例)」等をガイドラインに追加</li> </ul>
運用に携わる役職員の資質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用関連資格の保有状況や実務経験も踏まえ、連合会等の研修受講を義務化(試験や技能認定も検討)</li> <li>・ 併せて上記の取組み状況の代議員会等への報告を義務化</li> </ul>
資産運用委員会、運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用委員会の構成メンバーに学識経験者や実務経験者等を入れることを義務化</li> <li>・ 運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者の登録を要件化</li> </ul>
基金のガバナンス・情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代議員会や加入者・事業主等への運用実績報告において「説明すべき事項リスト(例)」をガイドラインへ盛り込む</li> </ul>
監事や行政による事後チェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査事項の追加や代議員会への報告義務化</li> </ul>
その他(企年連の運用受託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の議論と併せて引き続き検討(法改正が必要な事項であり今後の制度面の議論と併せて検討する)</li> </ul>

以上